

私は、2010年7月に北京に留学のために渡航したため、今年で14年が経過し15年目に突入したことになりますが、これまで数えきれないくらい多くの人と仕事やプライベートを通じてご縁を紡がせていただいたと本当に感謝しています。

中国にいと現地の中国人と知り合う機会も多いですが、それ以上に駐在されている日本人と知り合う機会の方が多いいと思います。仕事でお世話になっている方々はもちろん、ゴルフや飲み会などのプライベートでもたくさんの方と親しくさせていただく機会があります。例えば出身都道府県（私は大阪）の会や大学の同窓会、趣味（ソフトボール、ダイビングやゴルフ等）の会、最もクローズな会としては、「マツモト（松本又は松元）」という名前の人だけの会など、とにかく色々な集まりが結成されており、現地情報誌に掲載されて新メンバーを募っていたりしております。そのような会で新しい方と知り合う機会も多いですし、定期的に開催されている上海商工クラブの集まりや、様々な名目で開催されるゴルフコンペでも知り合う機会が多いです。

これは海外にいるからだろうと思いますが、中国で知り合った場合、日本で知り合った場合以上に、頻繁かつ深くお付き合いさせていただくことが多く、日本への帰国後も連絡を取らせていただいている方は数えきれません。このような方々のご縁は本当に一生ものだと大変感謝しております。

2024年11月1日に「基本からわかる中国法務・税務Q&A」という本を発刊させていただきましたが、その共同著者である税理士の森村元先生もそのうちの一人です。森村先生とは、10年以上前に、とある大連にある日系子会社の案件で一緒させていただきました。その案件は、最初清

算を予定していたものの、幹部に対して説明会をしたところ、幹部から、清算はもったいない、資金を集めるから持分譲渡してほしいという話が出てききて、急遽MBOに切り替えたという思い出深い事案です。その頃から時々一緒にセミナーさせていただいたり、定期的に会って食事させていただいたりしていましたが、2年ほど前に森村先生から一緒に本を出さないかと誘われたのがきっかけです。私は当時、安請け合いましたものの、忙しさにかまけてなかなか筆が進まず、期限を区切って作業を進めながら、途中、所内の竹田弁護士にも声をかけて、ようやく出版までこぎつけることができました。

この本は、現地法人に駐在している方や、中国に子会社を有する親会社の法務の方をターゲットに、基本的な事項についてQ&A方式で網羅的に説明しており、何か問題になったときにきっかけとして開いていただくには適した内容になっていると思います。特に中国では法務と税務が一緒に問題になるケースが多いですが、これらの内容が一冊の本になっているものはほとんどなかったため、有用な場面も多くあるのではと考えております。是非、本屋で手に取ってご覧いただけますとうれしく思います。最後は宣伝のようになってしまいましたが、これも一つのご縁からの成果物だと思っております。

今これまで既に交流させていただいている皆様はもちろん、今後も出会うであろうたくさんの方々についても、ご縁を大切にさせていただきたいと思っております。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。